JCA-NETセミナー

# 個人情報保護法改悪案をめぐって

2026年6月25日
弁護士　森田　明
（神奈川県弁護士会）

# 講師略歴等

## 森田明（もりた　あきら）

（略歴）

１９８２年　弁護士登録（横浜弁護士会、会名変更により現神奈川県弁護士会）

２００４年から２０１１年　神奈川大学法科大学院教授（情報公開法制、医事法など）

２０１１年から２０１４年　内閣府（現総務省）情報公開・個人情報保護審査会委員

（現職）

日弁連情報問題委員会副委員長

逗子市個人情報保護運営審議会委員

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

# 本日お話したいこと

Ⅰ　個人情報保護法とは
　その出自とアウトライン

Ⅱ　なぜ「改悪」なのか
　「改正」点を掘り下げる

Ⅰの1　個人情報保護法の「由来」

・1970年代半ば以降　地方公共団体(国立市、春日市など主に市・町)で個人情報保護条例制定

電算機導入が契機→総合的な保護制度へ

・1980年9月　OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の８原則

・1988年12月　行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（旧行政機関個人情報保護法）成立

・1990年3月　神奈川県個人情報保護条例制定　　以後、都道府県レベルでも制定すすむ

・2003年5月　個人情報保護関連５法成立　→民間を対象とする個人情報保護法を制定

・2015年9月　個人情報保護法及び番号法の改正法成立

2016年以降　ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く

・2018年5月　GDPR（EUの一般データ保護規則）施行

2019年1月　日本・EU間の十分性認定による域外データ移転の承認（民間部門のみ）

・2020年6月　個人情報保護法改正　主に個人情報取扱事業者への規制強化

・2021年5月　デジタル改革関連法（個人情報保護法改正も含む）成立

民間・公的分野（地方自治体も含む）をカバーする法律に

・2026年6月　個人情報保護法「改正」案を審議中

# ※OECD の 8 原則

OECDが1980年9月に採択**した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」**に記述されている以下8つの原則。

これらの原則が公的分野、私的分野両方に適用されるべきとし、個人データの流通促進を促すためとしつつ、データ保護が不十分な国にはデータ流通を制限できるとする。
1)「目的明確化の原則」（収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき）
2)「利用制限の原則」（データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は、目的以外に利用使用してはならない）
3)「収集制限の原則」（適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき）
4)「データ内容の原則」（利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき）
5)「安全保護の原則」（合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき）
6)「公開の原則」（データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき）
7)「個人参加の原則」（自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障するべき）
8)「責任の原則」（管理者は諸原則実施の責任を有する）

**⇒「個人データの流通（利活用）促進には、保護のルールが必要」**

利用と保護のせめぎあいの予感が…

# ※GDPRについて

GDPR ＝EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）2018年施行

EUの規則だが、

・EU内に拠点をもち、その拠点での活動の過程で個人データを処理する企業に対しては、GDPRが直接適用される

・ EU内に拠点がなくても、 EU内にいる者に対して商品やサービスを提供している場合、それにともなって処理される個人データは、GDPRの適用を受ける

・GDPRは、EU域外に個人データの移転を行うことを原則として禁止

「十分性認定を受けた場合」等にはその範囲で移転できる

・ＧＤＰＲの基礎→「個人情報保護は基本的人権の問題である」←日本法は違う

・ＧＤＰＲにおける同意の有効要件　　次の5点すべてに該当、該当性は厳格に判断

①自由な同意　②特定された同意　③事前説明を受けた同意　④不明瞭ではない表示による同意　⑤明らかに肯定的な行為による同意　→日本ではこのような要件規定はない

# これまでの改正の経緯

個人情報保護委員会資料より

## ○平成27年９月　改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年５月30日）

**●改正のポイント●**

**1．個人情報保護委員会の新設**

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

**2．個人情報の定義の明確化**

①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

**3．個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備**

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

**4．いわゆる名簿屋対策**

①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

**5．その他**

①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

個人情報保護委員会資料より

# 令和２年改正個人情報保護法　政令･規則の概要

| テーマ | 法改正の内容 | 政令･規則案の内容 |
|---|---|---|
| 漏えい等報告･本人通知 | 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する | • **報告対象**：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする<br>• **委員会への報告**：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める |
| 仮名加工情報 | 「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する | • **加工基準**：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除･置換を求める |
| 個人関連情報 | 提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける | • **提供元における本人同意の確認方法**：提供先から申告を受ける方法等とする<br>• **提供元における記録義務**：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則３年の保存を求める |
| 越境移転 | • 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める<br>• 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める | • **同意取得時に本人に提供すべき情報**：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める<br>• **移転元が講ずべき「必要な措置」**：①移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める |
| 法定公表事項 | —<br>（制度改正大綱に記載） | • **公表事項**：安全管理のために講じた措置を追加<br>（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外） |

※　その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

令和3年〈2021年〉改正

個人情報保護 委員会資料より

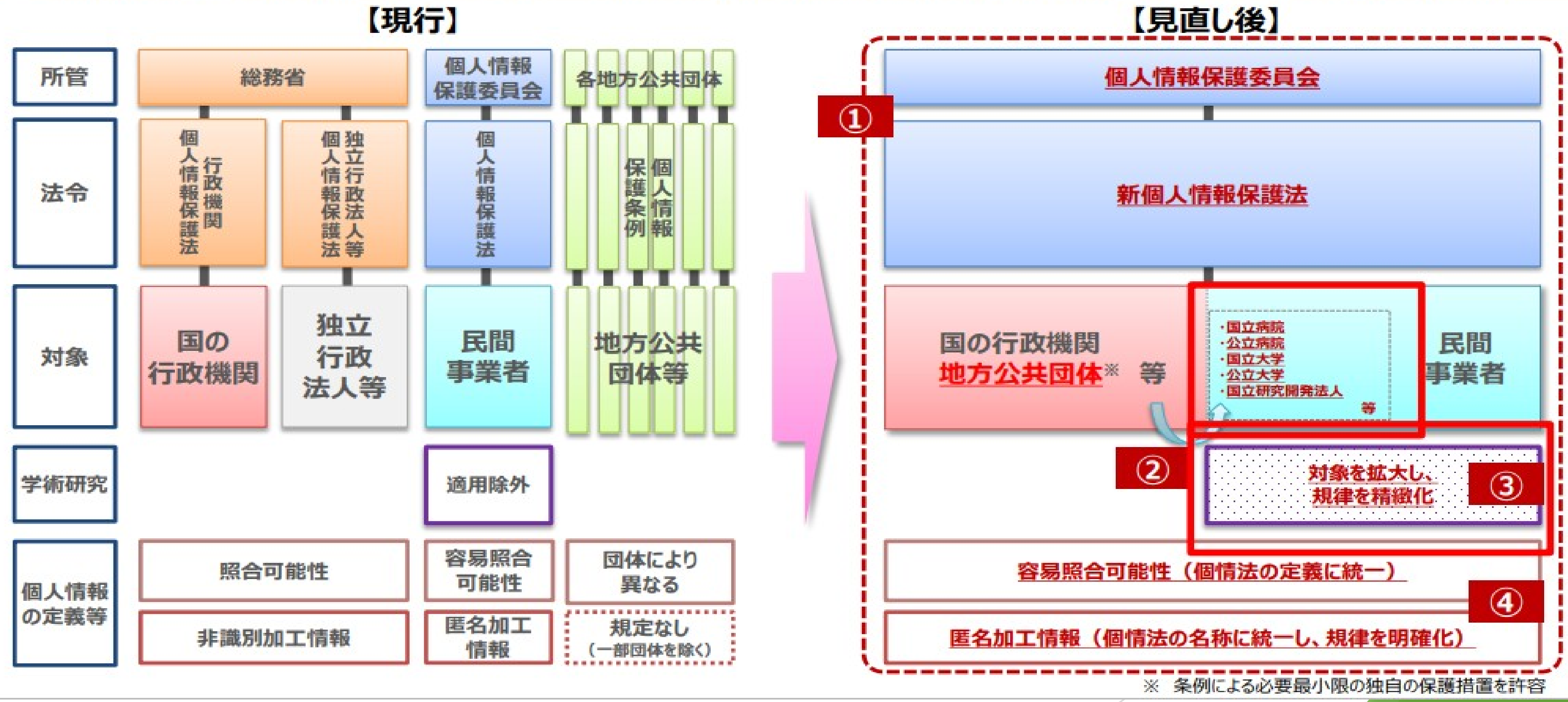
# 個人情報保護制度見直しの全体像

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。**

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。**

③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化。**

④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。**



制定時（2003年）の個人情報保護法の概要

第1章　総則　　目的、定義、基本理念

第2章　国及び地方公共団体の責務

第3章　個人情報の保護に関する施策等　　個人情報の保護に関する基本方針

第4章　個人情報取扱事業者の義務

**「個人情報」に関する義務**　　⇒「散在情報」まで含む

利用目的の特定/利用目的による制限とその例外/適正な取得
取得に際しての利用目的の通知等　/ 苦情の処理

**「個人データ」に関する義務**

正確性の確保/安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督
第三者提供の制限とその例外、オプトアウト、第三者に当たらない場合

**「保有個人データ」に関する義務**

保有個人データに関する事項の公表等、開示の義務と例外、訂正、利用停止等　（以下略）

⇒**取扱規制の例外の基本は「本人の同意」（18条１項、20条２項、27条１項）**

# 「個人情報」に関する定義規定

赤字は今回改正で加わる予定

個人情報保護法２条
１項　個人情報
２項　個人識別符号
３項　要配慮個人情報
５項　仮名加工情報
６項　匿名加工情報
７項　個人関連情報
８項　　　連絡可能個人関連情報
同法１６条
３項　個人データ
４項　保有個人データ
５項　　　特定生体個人情報
同法３０条の２
４項　　　統計作成等用要配慮個人情報等

# ※個人情報の定義①

個人情報保護法2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

＊「個人識別符号」は2015年改正で追加。その理由は①パーソナルデータの利活用の実態の変化（他のデータと容易に結合し識別されることに）、②グローバル化への対応

※個人情報の定義②

個人情報保護法2条2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、 記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

［⇒例えば、DNAの塩基配列、顔の容貌、指紋・掌紋などを符号化したもの］

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は 発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

［⇒例えば、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、マイナンバーなど公的機関が発行するもの。クレジットカードは含まない］

※個人情報の定義③

- 「識別非特定情報」

クレジットカード番号、メールアドレス、電話番号など

特定人の情報とはわかるが、誰の情報かは不明（個人が特定されない）

→「準個人情報」として規制の流れ（クッキーは含めないことに）

クッキー（サイトへのアクセス記録）→それ自体は個人識別性がないが、他の情報とあわせれば識別可能でそれは容易　→実質的には個人識別性あり

→しかし業界が規制に反対、クレジットカード等や通信端末IDも含めないことに

＊Suica問題（Suica の利用履歴を非識別化して販売したことが問題に）2013年

→2015年改正に影響したが…

結局、従来の定義でも含め得る「個人識別符号」に留め、「個人情報の範囲を明確化した」と説明

⇒個人情報の定義自体が未解決の問題　関連業界からの圧力で限定的に

# ※個人情報の定義④

〇GDPRにおける個人情報の定義

「識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報（直接的であるか間接的であるかを問わず特に識別子を参照することで、識別されるもの）」

→「例えば、クッキー、IPアドレス、携帯電話番号、メールアドレスなどを含む情報は、GDPRでは疑いなく個人データに該当するが、わが国の個人情報保護法では、他に特定の個人を識別できる記述がない場合は個人情報には該当しない。」

- **日本の個人情報保護法における定義の今後**
  **こうしたあいまいな定義でよいのか、GDPRと不整合では**

# ※個人情報の利活用①

個人情報保護法2条5項

この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の 記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

# ※個人情報の利活用②

個人情報保護法2条6項

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加 工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の 記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を 削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

# ※個人情報の利活用③

〇匿名加工情報

利活用推進のため、2015年改正の目玉として導入

←Suica事件では、匿名化して個人情報ではなくしたつもりだったのに問題とされたことから明確な制度化が求められた

運用してみると、これでは需要に対応できないことが判明

（匿名化してしまうと情報としての価値がなくなる）

〇仮名加工情報

個人情報利活用のさらなる推進のため、2020年改正で導入

匿名加工情報との違い

・他の情報と照合することで識別可能でもよい

・同一事業者内での利用に限定（匿名化することの負担を軽減）

利用の範囲が限定されるので、これも利活用の需要に応じられない

**⇒令和８年改正では、識別可能な情報でも利活用できるように同意不要の範囲を一気に拡大**

# ※個人情報の利活用④

個人情報保護法2条7項

この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

同31条1項

個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（略）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に 掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること と。

二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合にお いて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その 他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

⇒本来、個人情報とすべきもの

## Ⅱ　なぜ「改悪」なのか

### 今回の「改正」に至る経緯

- 令和2年（2020年）改正時の附則で「3年後ごと見直し」のルール
- 令和5年11月から検討開始
- 令和7年6月13日付「デジタル社会の実現に向けた重点計画」などの3文書（閣議決定）

　デジタル社会推進、AI普及を念頭に置くことが必要に

　「バランスの取れた形での個人情報保護法改正」といいつつ、

　保護より利活用促進に傾斜

　医療等データの利活用も推進

・令和8年1月　「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」公表

⇒従来個人情報保護委員会を中心に議論していた論点に「利活用推進」が割り込む

# 政 府 方 針 ①

## ●経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日閣議決定）

**第２章 賃上げを起点とした成長型経済の実現**

3.「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（２）DXの推進

（デジタル行財政改革）

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとＡＩの好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

## ●規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）

**３．投資大国**

（１）健康・医療・介護

2　医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。

・同法における、①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。

・同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。

# 政 府 方 針 ②

## ●デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和７年６月13日閣議決定）

**第２　重点政策一覧**

○[No.2-8] 個人情報保護法の見直し等

・情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、<u>課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。</u>

・また、時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

具体的な目標：

・同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。

・「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催を通じて、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等を的確に把握する。

**第５ データ利活用制度の在り方に関する基本方針**

３．データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

（４）信頼性の高いデジタル空間の構築

④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

○・・・データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、<u>課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。</u>

○時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

# 政 府 方 針 ③

**●人工知能基本計画　～「信頼できる AI」による「日本再起」～（令和７年12月23日閣議決定）**

**第３章 ＡＩ関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策**

第１節 ＡＩ利活用の加速的推進

【具体的な取組】

（４）更なるＡＩ利活用に向けた仕組みづくり

④ 統計作成等であると整理できるＡＩ開発等の円滑化に資する本人同意の在り方や規律遵守の実効性確保等について検討し、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15年法律第57号）改正案の早期の国会提出を目指す。【個人情報保護委員会】

※このほか、下記においても記述あり。
①統合イノベーション戦略2025（令和７年６月６日閣議決定）
②新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和７年６月13日閣議決定）

# 今回の改正案の全体像



## 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

**趣　旨**

**デジタル技術の急速な進展**に伴い、個人情報を含む**データの利活用に対する需要**が高まっている一方で、**個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスク**も高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和７年６月13日閣議決定）等に基づき、**個人の権利利益の適切な保護**を図るとともに、**AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進**するための所要の措置を講ずる。

**改正内容**

**１．適正なデータ利活用の推進**

- **個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成**（※）**にのみ利用される場合は本人同意を不要**とする。
  ※　統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。(第30条の２、第31条の３)
- **目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、**
  - 取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合**は**本人同意を不要**とする。
  - 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における**同意取得困難性要件を緩和**する。
  - 学術研究例外の対象である**「学術研究機関等」**に、**医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示**する。(第16条第９項、第18条第３項、第20条第２項、第27条第１項)

**２．リスクに適切に対応した規律**

- **16歳未満の者が本人である場合**、**同意取得**や**通知等について**当該本人の**法定代理人を対象とすることを明文化**し、当該本人の**保有個人データ**の**利用停止等請求の要件を緩和**するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、**本人の最善の利益を優先して考慮すべき**旨の責務規定を設ける。(第35条第９項、第10項、第40条の２、第58条の３)
- **顔特徴データ等**について、その取扱いに関する**一定の事項の周知を義務化**し、**利用停止等請求の要件を緩和**するとともに、**オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止**する。(第21条の２、第27条第２項、第35条第７項、第８項)
- データ処理等の**委託を受けた事業者**について、委託された**個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直し**を行う。(第30条の３、第58条の２)
- **漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和**する。(第26条第２項)

**３．不適正利用等防止**

- **個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止**する。(第31条の２)
- **本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化**する。(第27条第７項)

**４．規律遵守の実効性確保のための規律**

- **速やかに違反行為の是正を求める**ことができるよう**命令の要件を見直し**、さらに、本人に対する**違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能**とする。(第148条)
- **違反行為を補助等する第三者**に対して**当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。**(第148条の２)
- **個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とする**とともに**法定刑を引き上げ**、また、詐欺行為等により**個人情報を不正に取得する行為に対する罰則**を設ける。(第178条～第180条)
- 経済的誘因のある、**大量の個人情報の取扱いによる悪質な**違反行為を実効的に抑止するため、**重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずる**こととする。(第148条の３～第148条の17)

**施行期日**　原則として公布の日から起算して２年を超えない範囲内

※　その他、公的部門に対する規律、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」においても、所要の措置（16歳未満の者の個人情報等の取扱い等）を講ずる。

# 「適正なデータ利活用の推進」関係①

改正案

1　**個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする**（30条の2、3）

※統計作成等であると整理できるAI開発等を含む

問題点

「統計情報等」とはどの範囲を指すのか　もともと統計法に基づく統計情報については適用外であり、それより広い範囲を指すはず→どこまで広げるつもりか

2条13号の定義規定では、「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう」

→不明確な言葉が続く。具体的内容は個人情報保護委員会規則に委ねている

「統計作成等であると整理できるAI開発等」の範囲も不明、もともとAI開発促進という前提なので、広くなるおそれ大

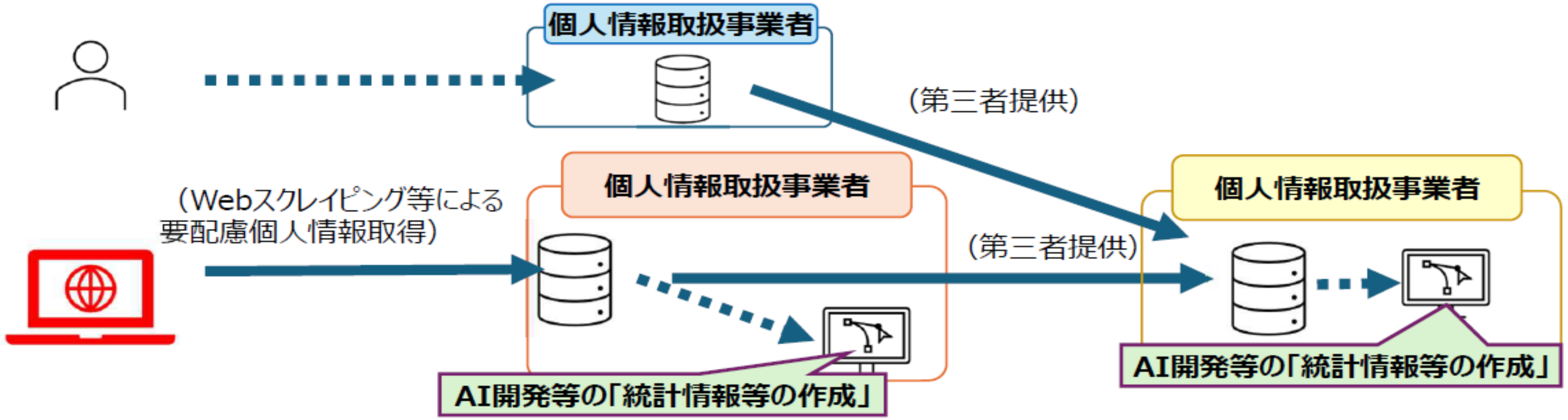
←もともと本人同意不要の範囲を拡大したい論者が、統計情報を根拠にしようとした（鈴木正朝「仮名加工医療情報の本人同意のない二次利用法案の理論的基礎」年報医事法学40号）

個人情報保護委員会　改正法案資料　6頁

# 第１　１　統計作成等

● 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。




**統計情報等の作成**(*1)**にのみ利用されることが担保されていること等を条件**に、**本人同意なき個人データ等の第三者提供**(*2)**及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能**とする(*3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

*1　統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。
*2　当初に特定した利用目的（法第17条）の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。
*3　具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

**「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するための規律**

● 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
● 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
● 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得(*4)、第三者提供〕　等

*4　「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

# 「適正なデータ利活用の推進」関係②

改正案

**２　目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について**

**（１）取得の状況からみて、本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする**

具体的には

「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」

という新しい例外規定を置く（20条2項）

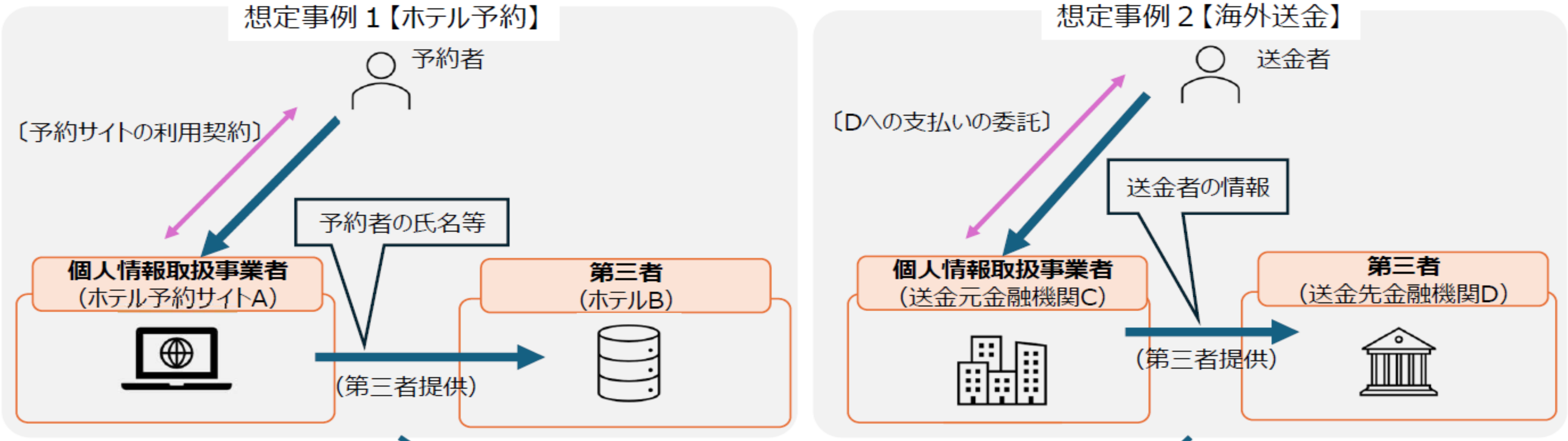
問題点

　本人の意思に反しないとか本人の権利利益を害しないなどということを第三者が勝手に判断できるのか、判断してよいのか。適用範囲も不明

　資料p7（次頁）の例は、本人の意思に基づく行為と説明でき、必要性の根拠にならない

## 第１　２（１）取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

- 現行規定では、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。




- ■ このような場合に行われる個人データの第三者提供は、契約の履行のために不可欠なものであり、本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかといえると考えられる。
- ■ このような場合においても、現行規定では、本人から同意を取得する必要がある

個人データの第三者提供等(*1)が、当該個人データの取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合**(*2)について、**本人の同意を不要**とする。

*1　個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）も含む。
*2　具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

# 「適正なデータ利活用の推進」関係③

改正案

**２　目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について**

**（２）生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する**

具体的には

「本人の同意を得ることが困難であるとき」→「本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」とする（18条3項、20条2項）

問題点

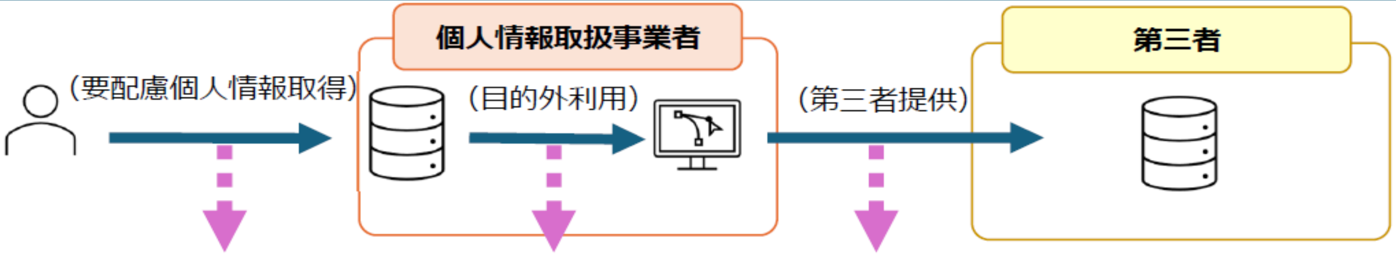
これまでの規定は、本人同意を原則として、例外として同意なしでよいとするのは「生命等の保護又は公衆衛生の向上等」といった特別な事情と、「本人の同意を得ることが困難」というやむを得ない客観的事情が必要としていた

→改正は結局「相当の理由」があれば本人同意は不要という考え方で、同意原則を揺るがすもの

個人情報保護委員会　改正法案資料　8頁

## 第１　２（２）生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（生命身体財産例外）、又は、公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合（公衆衛生等例外）には本人同意が不要となり得るが、いずれの場合も「**本人の同意を得ることが困難であるとき**」という要件を満たす必要がある。




**【現行規定】**

- ✓ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある（生命身体財産例外）　又は
- ✓ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある（公衆衛生等例外）

＋

- ✓ **本人の同意を得ることが困難**

↓

- ■ 事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、
- ■ 個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、**「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由(＊)があるとき」**についても、本人からの同意取得を不要とする。

＊（公衆衛生の向上等のために特に必要である一方で、）本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等を想定。
具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定。

# 「適正なデータ利活用の推進」関係④

改正案

**２　目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について**

**（３）学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関または団体が含まれることを明示する**

具体的には

「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（…病院その他医療の提供を目的とする機関又は団体を含む）という規定を設ける（16条9項）

問題点

　医療分野の個人情報保護法を制定することが制定当初から前提とされていたのに、それができないままであることが問題。民間事業者と行政の規律が異なる現行法下で医療機関に共通の規律をしようとするために法が複雑化し、理解困難なものになりつつある

　病院等による学術研究目的での医療情報の取扱いについては、医療分野の個人情報保護法を立法して対応すべきこと

　学術研究機関についても、本来医療機関というべきところを学術研究機関としているためにこのような改正による手当てが必要となり、さらに複雑になったし、学術研究機関でないものをそうであるとみなすという不自然な扱いをすることになってしまった

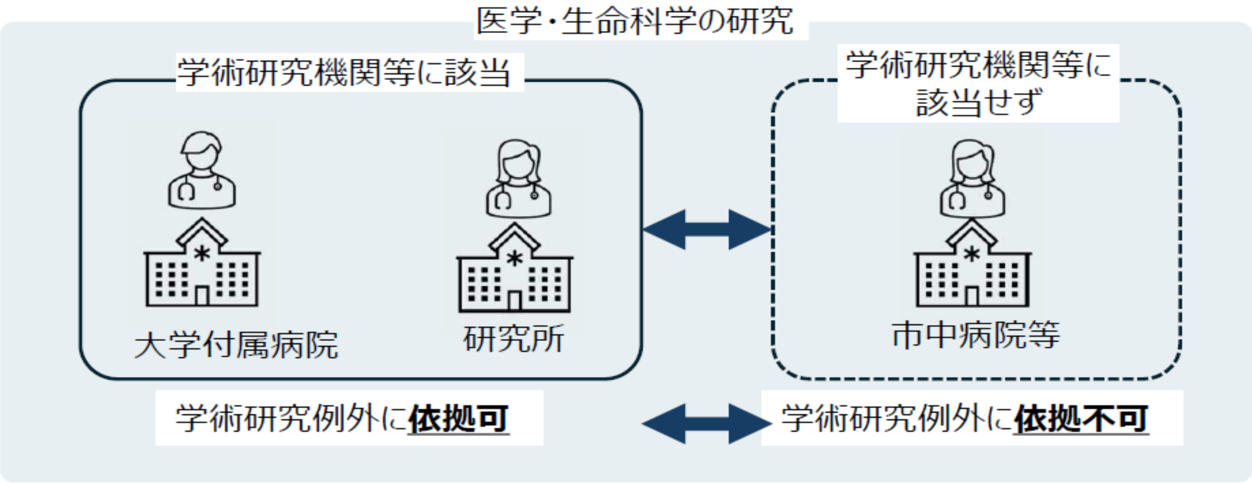
個人情報保護委員会　改正法案資料　9頁

# 第１　２（３）病院等による学術研究目的での個人情報の取扱い

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰･病歴･犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 学術研究を目的としてこれらの行為を行う場合には、本人同意が不要となり得るが（学術研究例外）、当該例外が適用される主体は、「学術研究機関等」(*1)のみであり、病院等は含まれていない。

*1 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」(法第16条第8項)

✓ 医学･生命科学の研究においては、研究対象となる診断 ･治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠。
✓ 病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態。




（参考）
- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」：国公立･私立大学、公益法人等の研究所等の**学術研究を主たる目的として活動**する機関や「学会」
- 「それらに属する者」：国公立･私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等
（個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-18）

「学術研究機関等」に、**医療の提供を目的とする機関又は団体**(*2)**が含まれることを明示**する。

*2 例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることを想定。
具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定。

## ※個人情報保護法改正案の全般的な問題点

〇利活用促進の優先、保護の強化は後回し、が明確に
　本人同意不要の場合を一気に拡大⇒個人情報保護法の原則を覆す「禁じ手」を導入
　⇦業界側の圧力に屈する、医療分野で利活用促進の動きも

〇基本的な概念の追加⇒紛らわしく、わかりにくい
　従前　　個人情報、個人データ、保有個人データ
　　　　　要配慮個人情報、個人関連情報、匿名加工情報、仮名加工情報
　今回改正　連絡可能個人関連情報（2条8項）、特定生体個人情報（16条5項）等

〇個人情報保護委員会規則などへの委任の増加
　　⇒法律の条文だけでは意味不明、規則等は変更が容易

〇法律の条文が複雑、難解に
　　別表、準用、例外の例外などが多く、きわめてマニアックな法律に
　　弁護士でも容易には理解できない　→難解な法律は法治主義に反する

- ご清聴ありがとうございました